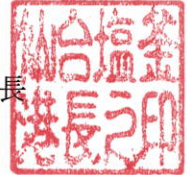


仙台塩釜港長公示 第3号

港則法第39条第1項の規定により次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和4年11月11日

仙 台 塩 釜 港 長



仙台塩釜港仙台区南側一部海域における航泊の禁止について
仙台塩釜港仙台区の下記海域において、航行船舶の安全確保を推進するため、
下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、汽艇等及び港長の許可を受けた船舶を除く。

記

1 期間 令和4年12月1日から当面の間

2 区域 (付図に示すとおり)

次の各地点を順次に結んだ線及び仙台沖防波堤により囲まれた海域

イ点 仙台沖防波堤東灯台

ロ点 仙台沖防波堤東灯台から180度1.6キロメートル地点
(北緯38度14分53秒 東経141度04分06秒)

ハ点 仙台南防波堤灯台から180度1.7キロメートル地点
(北緯38度15分01秒 東経141度02分49秒)

ニ点 仙台南防波堤灯台

ホ点 仙台沖防波堤西端